

ニフルスチレン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年8月25日～令和3年9月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

	頂いた意見・情報	肥料・飼料等専門調査会の回答
1	<p>『ニフルスチレン酸ナトリウムは、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、評価の考え方の3の(2)に該当する。本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていない(参照5)ことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。』</p> <p>ということで、結局どういうことなのでしょう？</p> <p>「健康影響は考えられるので、残留は認めない」ということで、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」と規定することを促していると理解していいのでしょうか？</p> <p>それとも「食品健康影響は無視できる程度と考えることはできないが、残留を認めるかどうかは委員会の決めることではない」ということなのでしょう？もし后者であれば、無責任極まりないですが。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>今回、厚生労働省より、本成分について、ADIの設定ではなく、現行のリスク管理の妥当性について評価要請を受け、評価を行ったものです。</p> <p>その現行のリスク管理の妥当性の評価にあたっては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行いました。</p> <p>提出された資料等より、本成分は、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないと判断しました。本成分は、現在、食品衛生法の規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていません。そのことから、現行のリスク管理は妥当ではないと判断し、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできないとしました。</p> <p>本評価を受け、厚生労働省では本成分について、食品衛生法の規格基準において、「食品に含有されるものであってはならない。」と規定する等、適切なリスク管理が実施されることと承知しております。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。